

Title	社會契約論の起源と封建制度
Sub Title	
Author	槇, 智雄(Maki, Tomoo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.4 (1924. 11) ,p.1(471)- 31(501)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19241100-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19241100-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學 第三卷 第四號

大正十三年十一月

社會契約論の起原と封建制度

一、緒言

二、社會契約論

三、契約論の起原

四、封建契約

五、契約的社會形成の原因

六、契約的社會と制限君主制

七、結論

## 一

社會契約論は通常十七八兩世紀所屬の政治説とせらる。此説が自然權の議論と共に此兩世紀の政治運動に與へたる影響の大なりしは茲に説くまでもなきも、憲法構成の一の原則の實例は其勢力の那邊まで及べるやを物語るであらう。一六二〇年メーフラワー號上の清教徒は嚴かに神と各自の前に政治社會構成の契約及結合をなせる旨を誓つて居る(註一)。一六八九年英國革命の議會(Convention)は權利の宣言の基礎をなせる決議をなして曰く「王ジームス二世は王と人民の間の本原的契約を破るに由つて英國の憲法を邪道に陥れんとして、……退位せり」と(註二)。一七七六年アメリカの權利及獨立宣言、更に佛蘭西革命に於ける權利宣言、一七九三及九五兩年の佛國憲法の前文たる宣言の如き、社會は其人民に由つて構成せらるべきものなりとの契約論本來の所説を明記して居る(註三)。以て契約論の影響の一般を知る可きである。

然れども政治制度に現れたる契約的事實を以てするならば、吾人は必ずしも之を十七八兩世紀に極限するを得ぬ。中世に於ける戴冠式に王が法に對する服從と善政の實行を約する如き、又王の即位は推選に由り、其推選は漠然ながら人民代表の觀念に基けるが如きは、即ち既に政府の理論を契約に求めんとする思想の存在を證明して居る。吾人にして社會契約論の起原を求める所せんか、必ずや中世に溯るの要を

見るのじゆふ。同論は民主的論説と共に發達したものは過言でない。而して互に因果の關係を以て相影響せるは無論なるも、社會契約論形成の上に主たる動因をなせるは、其社會が契約に基盤を置く封建制度に如くはない。所謂封建契約とは何か、又此制度の當時の政治制度並に思想に及ぼせる影響は如何。是等を論ずるに先立つて社會契約論の本體を明にするの要がある。凡ての學説が然るが如く同論の内容も亦多岐多様である。

註1 “In the name of God, Amen. We.....do by these presents solemnly and mutually, in the presence of God and one another, covenant to combine ourselves into a civil body politic, for our better ordering and preservation, and furtherance of the ends aforesaid;.....” S. R. Gardiner, History of England 1603-1642. IV. 162.

註11 “That King James the Second having endeavoured to subvert the constitution of this kingdom by breaking the original contract between King and People,.....and having withdrawn himself out of the kingdom, has abdicated the Government.....” C. Grant Robertson, Select Statutes, Cases and Documents. 129.

註11 “That all men are by nature equally free and independent, and have certain inherent rights, of which, when they enter into a state of society, they cannot by any compact derive or divest their posterity;.....” The Virginian Declaration of Rights. “.....that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights,..... That to secure these rights, governments are instituted among men, deriving their just powers from the consent of the governed.....” The Declaration of American Independence. 佛蘭西革命當時の此處に擧げたる文書は契約なる文書、公私用る約定契約等の1種類直ニシテマハーの契約論の影響を見ゆ事な出來る。 Wickham Legg, Select Documents of the French Revolution. 118-

119. Ritchie, Natural Rights, Appendix. 翻照。

## II

契約論者は幾多列舉し得べる。ホツブス、ロツク、ルーツソーを以て其代表的論述者なりとし、又及ぼせる影響の大なりとする點に於て、一般の一致する處である。三者共に契約論者に缺くべからざる自然狀態に其論を始む。ホツブスは其著レヴキアサン（一六五一年）に此狀態を說きて云ふ。自然狀態とは威を以て制すべく共同力の皆無なる、従つて法なく、又法なき故に不正と稱すべく事のなき、即ち各人の各人に對する永久の戰鬪の狀態である。他に頼るを得ざれば、人は自己及財産を擁護するに凡ての手段を講じ得べく、之れ人の自然權（Jus Naturale）にして其自由である。自然狀態は爭鬪なるが故に產業の起る理なく、文化榮えず、理智啓けず、又藝術文藝の賑ふ由なく、更に其最惡點は絶えざる死の恐怖と人生の淒惨である（註一）。斯の狀態に生活しつゝ、人は平和を追求し之を確保せんとする。之れ自然法（Lex Naturalis）の根本的のものである。此法に動かされて人は他人が自己と等しく平和を追求し此爲め自己防衛に要する自然權を放棄するに於ては自らも之を放棄す（註二）。而して權利放棄の同意と共に第三者たる共同力を創設し、之れに凡てを委譲し去る。斯くて各人は一の權力下に統帥せられ、此統一體を吾人は國家（Commonwealth; civitas）と呼ぶ。之れホツブスの云ふ人類の平和及防衛の泉にして

權力者たるレ・ヴィ・キアサンである(註三)。彼は地上の神にして其權力は絶對である。一度成りし此主權は人民に由つて變更せらるゝ事がない。何となれば主權者は自然狀態の悲慘より脱せんとする各人の同意に由つて創設されたるを以て、契約當事者の同意なくして之れに反抗するを得ず、又契約當時各人の自然權は主權者に移轉せるを以て主權者の同意なくして廢棄する能はざるが故である。又主權者の權力は何等制限を受くる事がない。蓋し契約に依り主權者の創設せらるゝまで、構成さるゝ社會もなければ制限をなす契約當事者の存する理なきを以てゞある。若し又主權者が個人と契約をなすも之れに由り掣肘される事がない。主權者の契約破棄は畢竟主權者が各人の代表者としてなす行爲、換言せば各人自らの行爲に外ならぬが故である(註四)。

ホッブスの絶對權力説のなるや決して偶然ではない。十七世紀中半の英國は内亂の渦中にあつて之れを救ふは斯る權力者を置きて他なきを信せしめ、斯る説の構成の直接の原因となつた。然るに一六八八年の革命を是認せんとするロックの所論は絶對的權力者を認めざる所にホッブスと相違すべきは當然で其論の出發點たる自然狀態の解釋に於て既に大なる逕庭があるを見るのである。彼に従へば何等構成なく又結合なき自然狀態に於ても一種の抗束力を有する自然法の存するものである。即ち何人も他人の健康、自由及所有を侵すを得ず、又一人のみが特に斯かる自然法強要の權を有する事がない。其強要是各人の手中にあつて此法に違背するものを自由に罰し得る。自然狀態に於ては所有者なき物を占領するに

由り財産權をも發生する(註五)。人の此狀態を脱して政治社會を構成するは要するに既に自然狀態に於て有する權利を更に確保せんとするにある。政治社會は各人が其有する個々の所罰權放棄の同意に由り出現する。されば主權者は絶對的であり得ない。政治社會構成の目的に由つて制限さるべきは當然である。一定せざる法、一定せざる判官の裁斷の不安より離脱せんとするが主權者を設けし所以なれば主權者は常に正義を爲し、一定せる法及正當の判官に由り各人の權利を確定せねばならぬ。若し主權者にして此制限を越へ壓制を行はんか、支配者たり主權者たるの地位は消滅し人民は之れに反抗する事が出来る(註六)。斯くて英國革命は是認せらるゝのである。

ロックと共に從來社會契約論を民權論と密接に關聯せしめて解するに至らしめしはルーツソーの説である。彼の説く所は既に論せる二者と甚だ異り其著(一七六二年)に社會契約の名稱を冠せるは時代の遺習に準せしに過ぎず、寧ろ彼を目するに契約論者とするよりも、後代の理想派政治哲學の先驅者を以てするを妥當とすと云ふは蓋し當を得たる所であらう。彼は國家を以て道徳的組織體なりとする(註七)。遮莫、彼は契約論に於て自然狀態と政治社會に於ける人の生活を觀察して云ふ。自然狀態に於て人の行爲の規準は衝動なるに政治社會に於ける人は衝動を以て一切行爲の主動力たらしむる前に理性に問ふ。社會契約に由り自然狀態を離れて人の失ふ所は自然的自由と凡ての物に對する無制限の權利であつて、政治社會の一員となつて其得る所のものは統制ある自由(Liberté civile)と其有する物に對する所有權

である。人は斯る社會に屬して動物の狀を脱し、理智の生物即ち初めて人たり得る。單なる慾念の奴隸たる代りに人は法に服じて自由を得たのである(註八)。

依之觀之、契約はルーツソーの政治說にとつて重要な點にあらざるを知るに足る。畢竟彼の求めんとする所は人の政治的服従の義務と合理的の主權の建設である。即ち一時代、一地方を超越せる根本的な人類社會の恒久にして不變の政治原理を求めたのである。其論旨の中心は彼自ら説く如く「全體の共同の力に由つて各員の身命財産を保護し、然も人は全體に結合するに由り尙ほ單に自己」にのみ服し(斯る政治社會形成)以前と相違するなき自由を享得する政治結合の形式を發見せんとするにある」(註九)。此政治社會の主權はホッブスの説く如く絕對である。然れども人は自己の運命の最終最高の支配者にして其權力は絶對に委譲の出來ぬものである。此絶對にして委譲すべからざる、又分割し得ずして破壊する能はざる主權は一般意思(Valonté general)に従つて行爲すべからざる、又略言すれば社會に一般的にして且つ平等的のもので、特殊階級の利害を對照とするものでない(註一〇)。斯かる利害を代表する意思は一般意思ではなく、意思の一般たりと云ふは要するに合理的なるを意味して居る。社會契約は實にルーツソーに従へば新なる人格の形成で、即ち個人より遙に高尚なる各人の生命及意思の統一なる共同的自我(Moi commun)の創造である(註一一)。ルーツソーは社會契約の學說を論述しつゝ自覺する事なくして國家は各員の現實の又合理的の意思に其基礎を置かねばならぬ事を高調しつゝあつた

のである(註11)。

以上は三者に就ての其論の大要である。若し吾人にして社會契約論の價値をと尋ねるならば過去に於て現實的の契約がなされたとするは誤なれど現在及將來ともに政治社會には暗黙の間の契約の狀態とも稱すべきものゝ存するを明にする點である。即ち社會の各員間には常に相互的な各人の權利の承認があり、此觀念は政治社會が恰も構成されたるかの如くに各人と凡ての間の契約を口にするに由つて表明されて居る。又之と同時に主權者に由つて支配せられんとする臣民の意思と、支配の關係は此意思に由るものであるとの主權者の承認が常に存して居り、此觀念は治者と被治者の間の契約に由つて表明されて居る。一は政治社會の形成を意味し他は政府の形成を意味す。之はやがて後に説く社會契約と統治契約の區別である(註11)。

註1 Thomas Hobbes, Leviathan. Pt. I. ch. 13.

註11 Ibid. Pt. I. ch. 14.

註111 Ibid. Pt. II. ch. 17.

註1111 Ibid. Pt. II. ch. 18.

註五 John Locke, Two Treatises on Civil Government. Bk. II. ch. II.

註六 Ibid. Bk. II. ch. VIII. IX.

註七 「ルッソーの大著に契約の文字のゐる誤りで正當には De l'organisme Social と呼ばるべきである。彼は契約を普

通の又傳統的の意味に於て用ふ。然れども彼の論には契約なる文字を離さざる個人主義的の意義更になく其説～國家は道德的組織體 (être moral et collectif : personne morale) である Ernest Barker, Greek Political Theory. Plato and his Predecessors, 389. また彼等の論者 B. Bosanquet, The Philosophical Theory of the State. chs. IV. V. 二就し參照せよ。」あれば。

註八 Rousseau, Du Contrat Social. Liv. I. ch. VIII.

註九 Ibid. Liv. I. ch. VI.

註一〇 Ibid. Liv. II. chs. I. II. III.

註一一 Ibid. Liv. I. ch. VI.

註一二 D. G. Ritchie, Contributions to the History of the Social Contract Theory, in his "Darwin and Hegel." 220.

註一三 Barker, op. cit. 160.

### III

何故に政府は各人を其意思に反して強制する事が出来るか。換言すれば凡て権力發動の根元は何ぞやとの凡ての政治學説が解かんとする問を契約論も亦解決せんとするのである。其内容に於て著しく相違するも、共に代表的契約論として見らるゝ二者の所論を以上に於て觀察した。吾人は次に本稿の主眼とする契約論の起原に就て觀察を進めねばならぬ。

既に十六世紀の終末、エリザベス女王の治下の英蘭基督教會の、一方に舊教、他方に清敎徒を向へて、困難に陥りし狀より救濟せんとて、リチャード・フーカーは契約論を說いて居る。即ち彼は敎會政體の基礎の神授にあらざるを力說して舊教に對し、又敎會制度は人に建立され又建立されねばならぬ所以を論じ破壊的なる清敎徒を排して國敎の擁護に努めた。曰く「政府なき所に人は羨望、爭鬭、暴行を事として生活す。若し斯る狀態の結果たる各人の苦惱を絶滅せんには、人は一の公共的政府を設け之れに同意し、之れに由り結合するより外に方法がない。此政府に支配の權力を與ふれば各人は平和、靜安其他の幸福を享くる事が出來る」と(註1)。

フーカーの説く處は明に社會契約の論である。然れども一步フーカーの以前に溯る時吾人は社會契約に重大なる區別をせねばならぬ要を見るのである。フーカー、ホッブズ、ロック及ルーツソーは共に政治社會構成の根基なる契約が各個人の間に行はるゝものとする點に於て一致する。之に反し中世を通貫する契約論は主として治者と被治者、政府と人民の間に於ける契約である。後者が Social Contract Theory ならば前者は Social Contract Theory proper である。或は各個人の間の契約なりとするを社會契約とし治者被治者の契約を統治契約とするが適當かも知れぬ。即ち *Gesellschaftsvertrag* と對する *Herrschaftsvertrag* 又は *Unterwerfungsvertrag* の區別である(註1)。社會契約論が十七八兩世紀の政治運動に影響する事大なりしが如く統治契約も中世の政治運動殊に憲法主義即ち「法に由る政治」なる觀念の確立に大

なる關係を持つて居る。

中世を通貫する政治學說の一の特長は政治制度を以するに自然の產物となさず人爲の構成物となす點であらう。宗教的思潮の影響に由り、中世は一般に過去に於ける政治制度の存せざる自然狀態の存在を信じ、此狀態に於て人は純なる自然權を保有し、此爲めに自由平等及貨財の共有が存したとする。此故に政治制度は後來何等かの方法に由り出現せるものとするは必然の結果である。尤も中世は政治社會を以て神の直接の創造物となし、或は人間本性の發展上回避するを得ずして自然に產出されたるものとするアリストテレスの思想の影響より全然離脱したのではない。然し社會發生の根元を人間本性の衝動に置くを以て足れりとせず自由なる人の行爲を考慮せんとした(註二)。Societas civilis を人の創設に求め、歴史的には個人は社會に先き立ち社會は個人に發し、個人に由り建立せらるとする思想と共に社會契約論は發芽すると云ひ得やう。

中世中半の人とり政治社會構成の根元に關する疑問は先づ當時一般的となれる Dominium なる觀念の意義に就てゞあつた。Dominium は所有及支配の二義を有し、即ち財產權たる私權と支配權たる公權の區別をする事がなかつた(註四)。然し時代の推移と共に此二者は漸次區別せられ、何の理由に由つて支配權は存在するかを問ふに至り、而して此支配權は假令政府と人民の間の約束に發するものとするも更に然らば斯かる約束をなし得る人民の一團は如何にして構成さるゝに至りしかの疑を生ずる。之れ實

に人ととの間の契約に由り社會は構成さるとの社會契約論の起原と稱し得やう、然し此論は久しき間殆ど何等の進歩を見ずにつ終つた。之れに反し統治契約に關しては吾人は幾多の事實を數ふる事が出来る。

先づ教會權力に就て見んに *Plenitudo ecclesiasticae potestatis* は神に由つて法皇に與へられたるものなりとの觀念は十一世紀に於て其最高點に達した。此論に従へば凡て教會の權力は法皇より發動するものとする。然し斯る法皇至上論の旺盛なる時にすら教會の全制度は教會なる全社會の爲めに存するなりとの觀念を消滅し去る事が出來なかつた。例へば法皇の選任の如きである。即ち *Cardinals* に由り行はるゝ選舉は法皇の退位と共に其權力は社會に歸り最高諮詢會議 (*Council*) は斯る社會を代表して新法皇を任命するものとせられた(註五)。最高權は宗教社會に存し凡ての樞機は此社會を代表する會議に由つて定めらるとの觀念は漸次發達して十五世紀の會議を至高とする運動を惹起した(註六)。「然り神は教會に於て人と協力し、又凡ての教會の有する權力は神より發するであらう。然も神より直接に與へらるゝは神龕のみにして強制力は人の讓渡と稱する自由の行爲に由つてのみ發するのである」(註七)。全教會は段階的に選舉の制度を有し、最高の諮詢會議は結局全體を代表し社會の同意 (*Communis consensus*) を表明するのである。斯くて契約論の道は此處にも開かれて居る。

次に俗世的權力に就て見ん。其適例は八〇〇年のカール大王の戴冠式に關する見解である。大王即位

は帝國の最高權が希臘人の手を離れ獨逸人の手に移れるもの即ち Translatio imperii とせられた。此觀念は羅馬の有する Imperium は羅馬人民の手中にありとの思想より發するものにして、大王戴冠式に表明されたる人民の同意 (Consensus populi) は即ち此移渡の行爲で法皇は單に人民の意思を宣言したに過ぎぬともいひる(註八)。むしろ必要の場合には皇帝を選ぶ權は人民にありと云ひ、皇帝は決して其上位者により任命され又支配權を授與せらる事なしとし、皇位繼承の固定的慣習の成立を排せる如れば即ち其根元を一にす。皇帝の權力も結局は一體たる人民に存し、皇帝の行爲の有効たるは全社會の承認同意あるに由る。要するに皇帝の權力は此論に従へば人民のなす服從契約に由るものである。

註 I Richard Hooker, Ecclesiastical Polity. Bk. I. X. 3,4.

註 II 或は政府か人民の間の契約や political contract 云々各人か凡ての者の間に於ける契約を social compact と云ふ事がなる。

Ritchie, Darwin and Hegel, 210. footnote; Otto von Gierke, Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien, 76.

註 III Ibid. 95.

註 IV Ibid. 93. Pollock and Maitland, History of English Law. I. 230-231. 稿「英國中世の政治權力の社會組織。」[田學會  
雜誌、十八卷四號、11、14—17頁。]

註 V Gierke, Maitland's trans. Political Theories of the Middle Age. 36. 144, 50-51.

註 VI Figgis, From Gerson to Grotius. ch. on the Conciliar Movement. 稿。

註 VII Nicolas of Cues. Gierke, Maitland, op. cit. 54-55.

註八 Ibid. 43; Gierke, Johannes Althusius. 77-78.

## 四

以上述べたる處に依り契約論殊に中世の夫れは民權的議論と密接の關係を有して説かれたるは疑ふべくもない。然し若し民權論なる立場より觀察するならば、斯かる議論を促進せるは單に教會及帝國に關する民權的學說のみではなく、絕對權を認容せぬ政治制度を擁立せんとする所謂憲法主義の思想の力を看過する事は到底出來ぬ處である。而して此思想は羅馬系以外に屬する即ちチユートン其他の社會組織及法律制度に負ふ所大である。即ち其一例は封建制度である。常に民權論の伴侶たる契約論も亦此處に深き根底を有するは決して偶然でない。

由來封建制度の何たるかは土地及時代の相違を無視して定め難き處なるも、要するに其本體は人と人の關係を定め、土地保有の組織を建て、又軍隊及裁判權を構成せしむる制度である(註一)。故に斯かる制度は社會組織たると同時に法律制度であり又政治制度である。十一二兩世紀は此制度の黃金時代である。而して吾人は此制度の特質が一種の契約にあるものとして觀察せんとするのである。即ち社會及政治關係が治者、被治者間の約束に基くとする封建契約である(註二)。

封建契約は何ぞやと問はゞ、吾人は必然之れが契約たる以上、双方の負ふ義務の内容と之れが強制力

の二點に就て問はねばならぬ。吾人は封建時代の最高の徳として詩歌或は物語に於て獻身的なる忠節の觀念に多く接する。斯る念慮が何等かの對償を豫期して行ふ功利的な契約の思想と相容るべからざることは見易き所であるも、更に深く立ち入る時、人の生活の何れの處にか相互的の義務の思想のなき處かあるらん。此處に云ふ忠節も亦封建契約と何の矛盾なきのみか寧ろ深き關係を有するのである(註三)。

封建契約は忠誠 (Homagium) 及叙命 (Investitura) の式に依つて成立する。即ち臣は忠節を誓約し主君又は領主は臣を封し地を封ずる。誓約は主君の前に跪き其手中に自らの手を置き「臣の當然あるべき如く忠誠にして親實たるべれ」を誓ふてなれる(註四)。斯くて誓約のなれるゝや、主君は臣に對し接吻し、更に叙命たる封臣の儀式をなす。而して此儀式は種々の形式をとり各地に由り一定する事なけれど通常旗幟其他の標記を手授してなれる。是等の儀式は嚴肅のものであつた(註五)。而して斯かる莊嚴なる儀式に由り成立せる封建義務の神聖視せらるゝは唯當然の事である。之れにより臣に封せられたるものは普通土地其他の財産をも封せらるゝなるが例外として單に臣のみが忠誠を誓ふ事がある。即ち Ligius; liegeance の場合である(註六)。然し之を除外して忠誠の誓約及叙命は封建契約の根本である。

斯くて成立せる契約は如何なる効力を有するか。ブラクトンの説く所を見やう。曰く「斯かる誓約は法律上の拘束であつて、之に依り主君は臣下の財産上の保有を、其保有に對して臣下のなす役務の代償として保證し且つ保護せねばならぬ。之に由り臣下は又主君に對する忠誠を嚴守し役務を遂行せねばな

らぬ。斯かる結果が忠誠の誓約に由る主君と臣下の間の關係にして双方の義務を負ふは何等異る處なく、唯主君は臣に對して恭敬の責を有せざるのみ」(註七)。更に封建制度の典型なる拉典エルサレム王國の法規に就て見るも、主君も臣も相互に義務を負ひ、之れを嚴守するに忠なるべきは主君たると否とに依り差異の存する事がない。例へば法廷の判決あるにあらざれば主君は臣下の身體及其保有財產に手を觸るゝを得ざるが如く、主君の專横は制せられ、臣下の保護は保證せらる(註八)。

然らば臣下の側の義務は如何と見るに、忠誠の義務の重視せらるゝは何れの場合にも一様なるも、其他の場合に於ては必ずしも然かるを得ない。差異は即ち役務の形式に於てざある。封せられたる土地に伴ふ役務は軍務、地代又は勞務なる事がある(註九)。時には前二者の間の區別の明瞭を缺く。即ち軍務に代るに金錢地代を以てし、或は軍務及地代保有の混交せらるゝ場合がある。勞役を以て保有するに由り所謂一般に農奴の階級として見らる Villanus を生せしむる。是等役務の以外に軍役の一種とも見るべき城砦の防衛、又主君に側仕し或は公儀の際に劍、楯等を奉持するがある。教會の如く宗教的禮拜を其役務の一種として土地を封せらるゝ Frankalmoign の如き場合がある。是等は何れも封せられたる土地に就ての臣下の負擔すべき義務なるが、更に封建制度に附帶する義務があり、即ち主君の敵手に捕はれたる時之に對する償金を負擔し、長子のナイトたる時及長女の結婚時に一定金額を負擔するが如きである(註一〇)。

以上に於て封建契約の齎す義務の一般を見た。然らば斯かる契約が何れかの一方に由り違背せられたる時之れを強制又は罰を以て報ゆるの方法ありや。即ち此方法ありて始めて吾人は封建契約を眞に有効の契約となすを得るのである。而して封建的法律解釋に従へば其違背及不履行は法律的に強制力を有す。斯かる強制の判決は封建裁判所の行ふ處である。由來封建裁判所は封建制度に缺くを得ぬ主君の裁判權を形成し、従つて主君に附屬するものなれど、其構成は直接の臣下の全部を以てなされ、此結果其判決は臣下全部の裁斷である。されば主君にして規約に背かんか、臣下は此事實を法廷に提議し、其判決が臣下の正當を認めば、若し違背の内容が何等かの不當の行為の要求なる時は之れを爲すの要なるべく、又若し主君の不當行爲なる時は此行爲の訂正せられ不正の除去を受くるまで臣下は保有財産に伴ふ義務の履行をなすの要なきを宣告するであらう。又若し主君が裁判所の判決なくして保有財産を剝奪せば互に援助して之れを防ぐ。是等の點は單に理想的封建制度たる拉典エルサレム王國の法規のみならず、他の封建法の悉く一致する處である(註一)。英國に於けるマグナ・カルタの如きも此好例で、其主たる内容を成す封建慣習の王に由る遵奉を其第六十一章に於て武力的反抗を以て強制するを規定して居る(註二)。ブラクトンの立場は少しく異れど王は法の下にありて其制限を受け、臣下に對する義務は盡すべきで然らざれば王たるの資格なしとするに由り、主君の義務遵奉を以て絶対と見る點に於て何等の差異を見ない(註三)。

若し臣下にして其義務を履行せねば直に其保有財産を沒收せられ、又忠誠の誓約に背かば判逆者として所罰せらる(註1回)。これを要するに封建契約は双務的にして其違反は強制せられ、社會の構成は契約に基盤を置か、然も其契約は決して漠たるものではないのである。

- 註1 軍隊制度の關係、主従の關係、土地保有制度、此二者の上に立つ軍隊組織及前者の關係の相續的なるべきを擧げ、Viollet, Histoire des Institutions Politiques. I. 420. 或は前二者の外に裁判權の如き主君の特權 (immunity) や擧ぐるか  
又々 Maitland, Constitutional History of England. 143. 又封建制度より恩惠的贈與 (Benefizialwesen) や服從關係 (Geförgschaft, Vassalität) が何處の關係の如くか等々 Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. II. 243.
- 註1 Roth, Feudalität und Unterthanverband. 27-28; Vinogradoff. Feudalism: Cambridge Mediaeval History. III. 458; G. B. Adams, Origin of the Engl. Constitution. 168-171. "Feudal Contract" 203-206; A. J. Carlyle, Mediaeval Political Theory. III. 21; Brunner, op. cit. II. 270.
- 註1 Carlyle, op. cit. Pt. I. ch. I. "Personal Loyalty." 略。
- 註1 勝利の讃嘆の如きを許す 1 ドルロ。 "so treu und ergeben zu sein, wie es ein Mann gegen seinen Herrn Schuldig ist. etc. etc. Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte. VI. 69; Vinogradoff, op. cit. 459; Bracton が語る處 之縁より "I become of your man of the tenement that I hold of you, and faith to you will bear of life and member and earthly worship, and faith to you shall bear against all folk, saving the faith that I owe to our lord the king."
- Pollock and Maitland, History of English Law. I. 297; Brunner, op. cit. II. 60.

註六 Ibid. VI. 58-59.; Pollock and Maitland, op. cit. I. 298-300.

註七 Ibid. I. 301.

註八 Assizes of Jerusalem. Carlyle, op. cit. III. 26. 52-53.

註九 役務の一般に關する Waitz, op. cit. 34-47; Pollock and Maitland, op. cit. I. Bk. II, ch. I. 約略。拙稿英國中世社會の法的基礎の其變動、史學第11卷第1號。

註10 特權 Feudal Aids 有关。Pollock and Maitland, op. cit. I. 349-351; Adams, op. cit. "Feudal Aids." 253-255; Magna Carta, ch. 12; McKechnie, Magna Carta. 231.

註11 "Assizes of Jerusalem," Carlyle, op. cit. III. 53-59; "Consuetudines Feudorum," Ibid. III. 59; "Sochsenspiegel," Ibid. III. 61; "Beaumanoir," Ibid. III. 64; Waitz, op. cit. VI. 100.

註12 McKechnie, op. cit. 465; Adams, op. cit. ch. IV.  
註13 Carlyle, op. cit. III. 66.

註14 Pollock and Maitland, op. cit. I. 351-355. 誠實の違背は特種の封建的罪類 (feudal felony) 產生する。Ibid. 304-305.

## H

封建契約は斯くて中世中半の社會及政治制度並に土地及軍隊組織の基礎をなしたが、然らば斯かる契約的社會は如何にして、又如何なる必要に由つて形成されんかに注ぐべきを見る。契約論の起原に就て觀察する古人の看過し得ない處である。而して其主なる要素は側近の臣 (Comitatus) 服從關係の形成 (Com-

mendatio) 及恩惠的贈與 (Beneficium) の二である(註一)。西歐封建社會が如何なる時期に成立せるかに就ては論爭の存する處で、吾人は此處に是等諸説の跡を探究せんとするのではない。唯、若し封建制度の特質を以て土地保有が軍役に由りなさるゝに至りし點即ち君臣關係 (Vassalität) が恩惠的贈與 (Beneficialewesen) と離すを得ざるに至りし點にありとせば、其成立の時期は八世紀にありとする通説に従ふるのである(註二)。然し此處には上記の三要素に就て契約社會形成の経過を見んとする。

側近の臣は既に中古チユートン民族の社會の特性にして、即ち指揮統領の下に集る一團の從軍者で二者即ち Princeps ~ Comites の關係は忠節の念を根本とし、斷つ能はざる結束の絆を成し後年封建制度に於ける君臣の關係を豫想した。斯かる關係はメロヴィング王朝の時代にまで及び、王の近從は悉く王に従つて其行動を共にし、殊に戰時に於て各地に轉々した。是等は王の個人的從者たると同時に其朋友 (Compagnon) にして Tacitus の獨逸民族志 (Germania) の言ふ Comites で既に當時此關係の存在せるを證明して居る。獨逸及ゴールの住民は集團をなして生活し、其統領は從者の忠誠に對して武器戰馬或は家畜を贈つて之を報ひ、尙武の風旺にして名譽光榮及戰爭に由る捕獲品は彼等を結ぶ主たる原因で、後年の所謂封建精神を此間に窺ふ事が出來た(註三)。フランクに於て Antrustions ハートに於て Saiones 英國に於て Gesiths と呼ばる、階級の如き凡て之に相當する(註四)。而して是等の階級は八世紀に至つて Vassi 又は Vassalli の名稱を得て封建制度下の Vassallage, Vassalität なる君臣關係の觀念と相通じ

た。由來 Vassus は奴隸の階級を指稱せるが、此階級が他の自由民と共に從軍せる結果、兩者は區別なく Vassus と呼ばれ、遂には保護に對する役務の契約的關係にある凡てを包擁するに至つた(註五)。

斯かる君臣關係の存在が封建なる契約社會の形成を容易ならしめたるは明かなるも、最も此制度を一般に普及せるは服從關係の形成とも言ふべし Commendatio であつた。何故に人は自ら屈して主君の下に從臣となりしか。中央集權的勢力未だ成らず、一般の安全、斯かる力に由る保護の全からざる時、各人は適宜の勢力者に服從して、以て是等の缺陷を補足し確保を謀れるは唯當然の事であつた(註六)。忠誠を誓ひ、其土地保有に伴ふ役務其他の義務を負擔して保護を受けんとし、其結果は封建契約に於て述べたる如き事實を齎したのである。

次いで恩恵的贈與 (Beneficium) は單に個人關係に過ぎざりしものに土地關係を不可分ならしめ、軍役其他の役務を生ぜしめ、新なる關係及新なる制度を設立した。之こそは見逃すべからざる封建制度の特質である。恩恵的贈與なる言はメロヴヰング王朝の下には其根本に於て仁慈 (Wohltat, Bienfait) を意味し、従つて此言葉の包括し得る範圍は頗る廣汎にして結婚に對する忠言より課稅の免除、修道院長上の選舉の自由に至るまで一切を解釋し得た(註七)。然し斯る仁慈の最も普通なるは土地の贈與であつた。受領者の土地に對する權利は絶對的のものでなく條件附で、受領者は生涯間之を保有し、其死と共に土地は贈與者に還り、相續をするを得なかつた。又主君或は王の死に由つて土地は其後繼者に歸還する

事があつた(註八)。若し相續者又は贈與者の後繼者に由り此關係が依然として繼續せらるゝならば、夫は相續に非ずして兩者共に新なる恩惠的贈與が成立せるものであつた。更に又斯る保有關係は土地に附隨する役務の履行せらるゝ間に忠誠の遵奉せらるゝ期間のみ有効であるは無論である。土地は奴隸其他の隸屬者の住するものにして是等は土地と離す事を得なかつた。之を要するに受領者の有する權利は使用又は收益の權利と稱すべれどある(註九)。

斯る内容を有する贈與は八世紀に於けるカール・マルテル及其二子ピッピン並にカールマンに由つて最も普及せられた(註一〇)。既にフランク帝國の時代に從屬關係を伴ふ贈與は存せしも、上記マルテル等に由つて戦爭遂行の必要上教會所屬の土地を俗人に與へ、以て武士の階級を絶えず形成せるは、封建制度成立に最も密接なる原因をなした。教會法に従へば教會所屬の財產は移渡する所分權を認められざりしに由り、受領者の權利は借用權にして所有權は依然として教會に存し、受領者の權利は Precaria と稱せられた。即ち其使用に對して地代を教會に拂ひ、受領者の死亡と共に凡ては教會の手に歸した。然し事實に於て受領者の死は直に新なる贈與を伴ひ、其結果は教會財產の俗世化であつた(註一一)。固より教會自身も斯かる贈與をなした。然し王に由る教會財產の贈與は厳格に區別せられて Precaria verbo dominico, verbo regis なる形式をとり、更に時代の進歩と共に此區別を全からしめんが爲め Precaria なる語を避け Beneficium として取扱はるゝに至つた。兩者の區別は明然たらざるも後者には軍役の伴ふ

を特長として前者に比して廣義に解せられ凡て Precaria は Beneficium なるも、凡ての Beneficium は Precaria たるを得なかつた(註一三)。是等と多少異なる事情の下にあれど、英國は既に七世紀頃より土地の贈與盛に行はれ、封建社會は形成されつゝあつた。其主なるものは王又は貴族に由る土地の教會修道院等に對する贈與にして、一定の書式に由り贈與趣旨の違背せらるゝなきを約し、斯かる法式の土地を Book-land と稱した(註一三)。是等贈與の原因は之に由つて神への禮拜を司らせ自らの靈の救濟を願ふたのである。土地の贈らるゝや、唯に教會のみならず、俗人も亦之を受領して諸種の役務を果せるの事實は既に當時に見る事が出来る(註一四)。

以上に於て吾人は契約的社會形成の事情を概觀せるが、社會が斯かる經路を辿れるは畢竟當時の必要に出で、社會は封建的たるより以外に道はなかつた。假に西歐政治制度の起原は自由ならざる狀態より發するものとする羅馬系の學說より寧ろ自由の狀態に出發せりとするチユートン系の議論を信じ得べきものとせば、封建制度への社會の變遷は純なる個人的關係に過ぎざりしが土地と關聯する制度となつたのである(註一五)。即ち個人的自由が其主たる特長なる社會狀態より人の自由又は政治的權利なるものが土地と不可分の關係を有する狀態への推移である(註一六)。原始的獨逸民族の社會は種族的血統すら正しからば完全の自由を保有し、王は種族の王にして、其軍勢は武器を擁する一般民衆に由つて成り、法廷は要するに全種族の集會を意味し、土地は全部に屬し自由民は凡て所有者の一員であつた。然るに

新時代は土地を以て自由の表象とするに至つた。自由民たるは土地を有するに由り自由にして、軍隊は土地保有者に由つて成り、其法廷は斯かる者の集會を構成した。大なる土地保有者即ち領主は自らの治安を有し裁判權行使した。是等の推移は明かに政治的及軍事上の動因に由るが、同時に經濟的理由を見逃す事が出來ぬ。富の分配は漸次均等を失ふて來た。無論之は一面に於て征服等の權力關係に胚胎するも他方に於て平和秩序の產物であつた。即ち法治の實擧らば、之に應じて自由契約自由移讓は完全となり益々貧富の懸隔を大ならしめた。而して當時に於て土地は富の大部を形成するものなれば、土地は少數者の手中に集中した。然し土地の保有者は唯土地を有せんとするにあらず、之を耕作せんとするものなれば、之を長期の約束の下に貸與せんとする。然も土地に對する投機なれば其期限は殆ど永久的と稱するも過言なく斯くて領主と其保有者の關係は成立さるゝに至つたのである(註一七)。

A. J. Carlyle, Mediaeval Political Theory. III. 23-24

H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. II. 246-248; Hans Voltolini, Precarie und Beneficium. Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. XVI. 292-302. **註** Waitz **註** 條件附土地贈與がクロムナハ朝時代に存在せり。 Deutsche Verfassungsgeschichte. IV. 7. **註** 反し Roth **註** 当時代に於ける贈與は無條件的のものにして忠誠及役務の土地を離さずかぬ所の付属地カーネ・マニタの11手に由つてなつた。 Brunner, op. cit. II. 243 註釋参照。

111. Stubbs, Constitutional History of England. I. 25-27.

註四 フラムタに於ける領主の臣の階級に當るゝもの Antrustions の以外 Casindus の種から、階級が存在した。 Brunner op. cit. II. 259-261. 英國の Gesith は爵位よりも土地を有し、土地を有する廷奉仕を主とする thegn の區別を

見だす。 Oman, England before Norman Conquest. 359.

註五 Brunner, op. cit. II. 261-262. Vassus たる用語に斯る變遷を生じた基督教の影響の爲めか看過するを得ぬ。即ちノルマニ

ン王の下の領主の譲讓たる場合がある。 Viollet, Histoire des Institutions Politiques et Administratives de la France. I. 422.

註六 Mailand, Domesday Book and Beyond. 171-172. 服従關係の形成は此處に述べたる理由の外に、また田の所有

の地位を回むかせる幾多の名跡や姓の傳承が出來た。 Fustel de Coulanges, Histoire des Institutions Politiques de l'Ancienne France. Les Origines du Système Feodal. 279-280. 又田の所有の賃金 (Wergeld) や高價の「*Wergeld*」が出來た。 Brunner, op. cit. II. 263.

註七 Voltelini, op. cit. 288-289; Fustel, op. cit. chap. VII. 2.

註八 政領者の死により土地を返附する Mannfall, 主君の死により返附 Herrenfall, 王の死により返附 Thronfall と翻ふ。 Brunner, op. cit. 252.

註九 “unveräußerliches Nutzungsrecht.” Brunner, op. cit. II. 253. “Fruchtgenuss.” Voltelini, op. cit. 291.

註一〇 註九参照。

註一一 Brunner, op. cit. II. 250;

註一二 Ibid. II. 251-252; Voltelini, op. cit. 289-290.

註 111 邁特蘭が「破門」を意味した。“If anyone,” says Eadric of Kent, “shall attempt to go against this gift, let him be separated from all Christianity and the body and blood of Jesus christ....” Maitland, op. cit. 230.

註 112 Ibid. 239-295.

註 115 羅馬の制度に超原を求むる Fustel de Conlanges, Seeböhm, フルーティの制度を調査せり。 Waitz, Brunner, Stubbs, Maitland を擧げ得べからず就くは多忙を以て。 但し Vinogradoff, Villainage in England, Introduction 參照。

註 116 Stubbs, op. cit. I. § 69; Vinogradoff, English Society in XI Century. 212.

註 117 Maitland, Constitutional History of England. 145.

## 六

側臣の存在、服従關係の形成、及恩惠的贈與と封建制度發達の原因をなせる是等事實を觀察する時、斯かる事情の下になれる政治權力は無制限無責任のものなるやに想像し易い。然るに事實は之に反し、封建制度は既述の如く其根本は契約關係にして契約は君臣共に差別なく遵奉を強要せらるゝものなれば、該制度は實に專政絶對の政府と相容れない(註1)。此意味に於て契約的社會は中世の政治學說及制度に對し深甚の影響を與へて居る。

封建法律家中には法の淵源即ち近代語を以てする主權の所在を王とし其絶對權を認めんとするがある。然し斯かる議論も窮屈する處、一般封建法律家の解釋の如く王の權力の存在は要するに全國土の福

祉を増進せんが爲めにして、王の權力を行使するは決して自己満足の爲めにあらずとするに於て一致する(註二)。此見解は當然の結論として王の行爲は忠言をなすべき一團の人由つて協讀さるゝを要すとなす、中世憲法の特長を此處に見る事が出来る。此思想は中世を通ずる一の傳統であつて、法の發布せらるゝや王を措き他に權力なけれど、人民即ち全社會は此法を受け遵守すべきものなれば彼等も亦協讀の權を有すると云ふに基礎を置くのである。然し更に進んで封建制度の根本觀念を觀察する時、吾人は法は作成され發布さるゝものにあらずして、各地の日常生活と不可分の關係を有して存在するものなるを發見する。法は即ち慣習にして立法とは畢竟するに既に抗束力を有する慣習として是認されたるものゝ記録に過ぎない。されば主權の觀念の如きは十二及十三兩世紀の法律家にとつて何等實質なき言語であつた(註三)。封建制度の理想にして其典型なる拉典エルサレム王國の法規の如き西歐諸國の慣習並に判決例に由つて編成さるゝは這般の關係を最も良く説明して居る(註四)。

法は慣習にして作成さるゝものにあらずとの思想は同時に王の權力を以て最高絶對のものとする論を阻止し、王も亦法の下にあつて其遵奉を強制さるゝものとした。中世の政治説の背後に潜む顯著なる觀念は凡て權力は正義の念と合致するに由つてのみ存在し得との點にして、王を設くる神の意は其貪慾を満足せしめ貧者より掠奪を恣にせしめんとてにあらず、凡ての惡を除去し正義を行はせんとしてある。されば王又は主君の權力は正義即ち法を行はんが爲めの權力で、之を以て惡をなすを得ぬのである。

る。之封建法なる慣習の定むる治者と被治者との間の關係である。此點に就てのブラクトンの所説は特に注目に値する。王は其即位式に當つて教會及全基督教徒が有する平和を確保し、凡ての階級より凡ての惡行を除き其下す判決は衡平恩愛を以てなさるゝを誓約する、王は實に此目的の爲めに選ばれ各人に正義を行ひ、斯くて神の判断は王の手に由つて普及せらる。換言すれば王は地上の神の名代なれば其行爲は正義即ち法でなければならぬ。各人は王の下にある。而して王は何人の下にも屬せず唯神の下にある。然し王は法に由つて創設されたれば法の下にある(註五)。

以上に於て吾人は契約的社會なる封建制度の根本は一の慣習であつて、此慣習は正義なる觀念と合致し最高の權力をなし、王と雖も之に由つて制限を受くるものなるを見た。既に本源を此思想に發して、封建制度は更に制限君主制なる英國憲法の發達に重大なる關係を有する看過する事が出來ぬ。即ち法に從ふ政治なる原則を意味する憲法主義は封建思想に其起原を求むべきである(註六)。王の絶對權を制限した封建思想の適例はマグナ・カルタに於て見る事が出來る。マグナ・カルタは英國の立法行爲に成る法、即ち Statute の最初のものとせらるゝが(註七)、然も其内容は十三世紀初頭にジョン王が閑却せんとした封建慣習が大部で、其主張の根本は封建思想にして即ち此慣習の遵奉を第六十一章なる強制條項を設けて王に對したのである(註八)。之實に王又は近世的に云はゞ政府の從はねばならぬ法が、政治制度の根本に於て存し、此法にして破らるゝ事あらんか人民は之を強要する權を有するなりとの制限君主制の基礎を

定めたものである(註九)。マグナ・カルタは一一一五年の最初のもの、外翌一六、一七更に二五年と三度發布せられ、又一二二九年二五及三七年並にハドワード一世の下に一二九七年と四回此法又は規約の遵守奉るべくが保證せられた。更に其後の憲法史上の發達は此王及政府の共に従はれるべからざる法の擁護を何等かの永續的方法に由つて確保せんとする處のものであつた。之に由つて觀ば封建制度は後年の民權的政治論と憲法政治の發達に深き關係を有せしを考へるに難くないのである。

註一 A. J. Carlyle, Mediaeval Political Theory. III. 74.

註二 例くは B. aumanoir の如くも述べ。 Ibid. III. 48-51. 参照。

註三 Figgis, The Divine Right of Kings. 30.

註四 Carlyle, op. cit. III. 43. 以下参照。 Pollock and Maitland, History of English Law. I. 183-184.

註五 Ibid. I. 181-183; Carlyle, op. cit. III. 38.

註六 アダムス教授に從くは英國憲法には制限君主制を意味する。何となれば此制限のそば法に由るむのにて英國政治制度の特異性たゞやうのなるが故だ。 Adams, The Origin of English Constitution. ch. I. Note A. "The Limited Monarchy and the Constitution."

註七 Maitland, Constitutional History of England. 15.

註八 ルネ・カニエの第六十一条の如くは其教説之下の如く述べ。 "...if we (the king) shall not have corrected the transgression....within forty days....those five-and-twenty barons shall, together with the community of the whole land, distrain and distress us in all possible ways, namely, by seizing our castles, lands, possessions, and in any

other way they can, until redress has been obtained as they deem fit,...." McKechnie, *Magna Carta* 467. 但せよかナカルタの封建的性質に關心せば Ibid. 116. 及 Adams, op. cit. 209-210. 參照。

註九 Adams, *An Outline Sketch of Engl. Const. History*. 45-46.

## 七

社會契約論は既に古代希臘の思想に於て見る事が出来る(註一)。然し其主たる起原は既述せる中世の制限的政治權力即ち治者の絶對權を認めざる制度及思想に發するとするが穩當であらう。王の權力を享くるや、時として相續繼承の原則に根據を求めるなかつたではないが、之と同時に決して重要なる人或は社會全體の選舉又は承認なくして之を享くるを得なかつた。又立法の權も同じく制限或は條件を附せらるるのである(註二)。ノルマン征服以前の英國の王の選舉制又賢者の集會(Witenagemot)なる忠言團體なる存在の如き、又ノルマン征服は王に專政の力を與へしが然も忠言と承認の原則の支持せられたるが如き其適例である。殊にヘンリー一世の如きは諸侯の共同の承認に由つて即位せる旨を誓約に於て表言して居る(註三)。更に立法及課稅に對する制限は實に此後の英國憲法の定めんとせる處なりと云ふも過言でない。是等と共に神聖羅馬帝國の皇位の選舉に由る如き、又は一一一二年ウォルムスの決定が君公の協議承諾に由つて成立せる如き事實は凡て中世の政治制度及其思想の表明である。

斯かる制度思想を背景とせる政治論の歸趨も推察するに難くない。例へば Manegold の如き、其說

く處は社會契約論である。マネゴルトは政治權力の神聖なるを論じ、而して何人と雖も斯る權力の所持者なる王又は皇帝に自らなるを得ぬ。彼は必ずや善を保護し惡を除く各人に正義をなすしめんが爲めに人民に由つて選舉せらるゝものでなければならぬ。若し此選舉理由たる人民との約束を破り秩序を亂す事あらば、人民は當然服従の義務より免るゝのである。人民は決して激怒狂氣を事とする治者に服従の誓約をなして自ら束縛する事がない(註四)。

此處に述べた中世の王又は皇帝の選舉、更に立法に對する承認等の事實は封建制度形成に先き立つて存在した。然し制限的君主制即ち所謂憲法主義は既述せる如く封建制度に負ふ處大である。而して同制度の根本が契約に發するの事實を思はゞ、同制度が社會契約論の起原及其發達に深甚の關係を有するは見易<sup>ル</sup>處である。

註1 E. Barker, Greek Political Theory. Plato and his Predecessors. 159.

註11 A. J. Carlyle, Mediaeval Political Theory. III. 149. 153.

註11 Maitland, Constitutional History of England. 60.

註四 Carlyle, op. cit. III. 160-167.